

北陸における新たな広域道路交通のあり方検討会

設立主旨

近年では、働き手の減少によるドライバー不足が深刻化する中で、国際海上コンテナ車の増加やトラックの大型化に対応し、道路の機能強化により物流生産性の向上を図ることが喫緊の課題となっている。

さらに、激甚化する自然災害に対し、事前防災・減災の考え方にに基づき、災害に対する幹線道路ネットワークの脆弱性を克服することも求められている。

平成30年3月30日に成立、同月31日に交付、9月30日に施行した「道路法等の一部を改正する法律」（平成30年法律第6号）により、平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するため、国土交通大臣が物流上重要な道路輸送網を指定する「重要物流道路制度」が創設された。

この「重要物流道路制度」の創設を契機とした「新広域道路交通計画」を各地域において中長期的な観点から策定することとし、これに先立ち、今後の方向性を定める「新広域道路交通ビジョン」を策定するため、北陸地方幹線道路協議会にて議論を進めているところである。

本検討会は、北陸特有の地域課題の解決ならびにあるべき将来像を踏まえた広域的な道路交通の今後の方向性を定める新広域道路交通計画及びビジョンを策定するにあたり、幅広い知見と視野から、議論を深めることを目的に北陸地方幹線道路協議会の規約第7条第2項に基づき設置するものである。